

地域力創造推進プロジェクト活用事業仕様書

I. 空き家等マッチング業務

1. 業務名

空き家等マッチング業務

2. 業務の目的

増加する空き家及び空き物件等（以下、「空き家等」という。）の利活用等を促進し、地域固有の課題クリアに加え、地域内における経済好循環及び人の還流、さらにはエリアの価値向上につなげるため、空き家等の選定から、空き家等を活用した小商事業者マッチング等、地域性を生かした事業創出を図る。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

- (1) 空き家等活用物件調査
- (2) 空き家等物件マッチング
- (3) 空き家ツアー及びリノベスクール
- (4) その他本業務に付随する業務

5. 業務実施場所

霞ヶ浦地区（旧霞ヶ浦町）

6. 業務の詳細

- (1) 空き家等活用物件調査

地域力創造アドバイザーを中心に、空き家等所有者に対するヒアリングや現地調査を行い、創業や新事業展開の可能性のある物件を、10件程度選定すること。なお調査を行う際に必要な情報等については、原則受託者において収集すること。

- (2) 空き家等物件マッチング

(1) で選定した空き家のうち、創業希望者等のニーズに沿った空き家の紹介、補助金等の活用を促し、令和5年度中に2件程度マッチングさせ、新規創業者を創出すること。

- (3) 空き家ツアー及びリノベスクール

空き家を活用した創業希望者をはじめ、空き家のリノベーションを学びたい学生、社会人等を対象とした空き家ツアーを1回程度開催すること。また、リノベーションまちづくりの

別紙 1 - 4

専門家を招へいし、あらかじめ選定した対象物件のリノベーション計画を立案するとともに、実際のリノベーション講座を10回程度開催すること。空き家ツアー及びリノベスクールの実施におけるPRや募集等についても併せて行うこと。

7. 委託料の支払い

(1) 受託者は、委託業務の完了前に、委託業務に必要な経費を委託者に請求することができる。この場合において、委託者は当該請求に対して、支払うことが適当であると判断したときは、概算払いを行うことができる。受託者は、委託者からの概算払いを受けるために委託業務に必要な経費を明確に示さなければならない。

(2) 委託業務が行われた各年度終了後に、委託者は受託者より受領した過年度実施分の報告書の審査を行うとともに、必要に応じて受託者に対して委託業務に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査を行うことができる。委託者の求めに応じて、受託者は速やかな証ひょう、帳簿等の提出をはじめとした、適正な調査対応を行わなければならない。

(3) 受託者が(1)の規定により、概算払を受領している場合であって、当該概算払いの合計額が年度実績額を超えている場合には、受託者は、委託者の指示により、その超える額を委託者に速やかに返還しなければならない。

8. 成果物

・実績報告書(任意様式)において、「6. 業務の詳細」において取組内容の詳細が分かるように記載したものとし、その他委託者が指示した事項についても、併せて対応するものとする。

9. その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項については、「かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱」、「かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領」及び、別紙1「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運営基本業務委託仕様書」に基づき事業を実施し、疑義を生じた場合は、委託者と協議し指示を受けるものとする。

(2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行う。

(3) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

Ⅱ. 相談業務などの地域活動の促進及び市内事業者の事業拡大に関する業務

- ・市内事業者の事業拡大に資する業務を実施し、具体的な業務内容は受託者の企画提案内容によるものとし、契約締結に際して実施内容を本市と受託者とで合意するものとする。
- ・起業創業、地域活動、移住定住促進等に資する相談業務を市内拠点にて相談を受けるための常設の窓口を設置し、常時相談を受ける体制を構築すること。
- ・相談者の内容に対し、適切な情報提供や各種関係機関との連携を図ること。
- ・その他の具体的な業務内容は受託者の企画提案内容によるものとし、契約締結に際して実施内容を本市と受託者とで合意するものとする。

Ⅲ. ふるさと納税推進業務

1. 業務名

ふるさと納税推進業務

2. 業務の目的

かすみがうら市（以下「委託者」という。）におけるふるさと納税業務において、委託者及び事業者（返礼品提供事業者及び返礼品を提供する余地のある事業者）との密接な連携のもと、返礼品提供事業者数及び返礼品数を拡充し、また既存、新規の返礼品に対し、寄附者に訴求する内容への更新を進めることにより、当市に対する寄附を増加させ、地域経済における好循環の創出につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

- (1) 返礼品提供事業者の開拓及び返礼品の開発・開拓に関する業務
- (2) ふるさと納税のプロモーションに関する業務
- (3) その他本業務に付随する業務

5. 業務の詳細

- (1) 返礼品提供事業者の開拓及び返礼品の開発・開拓に関する業務
 - ・返礼品を充実させるため、以下の業務を行うこと。
 - ア 事業者が効果的な販売戦略を構築することができるよう、本市の立地的特性や産業構造、事業者が抱える課題（商品コンセプト、ターゲット市場、販路開拓、プロモーション、商品の改良等）の十分な検討を踏まえて、最適な企画提案を行うこと。
 - イ 新たな商品の開発や既存商品の改良等に意欲を示している事業者に対し、必要に応じて市内関連事業者等との連携、市補助制度の紹介等を行うこと。
 - ウ 茨城県共通返礼品をはじめとした幅広く魅力ある品を開拓するとともに、かすみがうら市への来訪を促すため、宿泊・体験メニューの拡充を図ること。
 - ・返礼品の開発及び開拓を進めるに当たっては、委託者に対する定期的な状況報告、事業者に向けた説明会の開催や定期的な個別訪問の実施、その他連絡・サポート体制の構築、及び必要に応じ産業団体等との連携を行いながら実施すること。
 - ・事業者に対し、新たな返礼品の開発、既存の返礼品の改良、その他の提案をしようとするときは、あらかじめ書面等により提案の内容を委託者に示し、委託者の承認を得てから事業者への提案を行うこと。
 - ・返礼品の登録は、原則として事業者が自身の名において行うものとし、受託者は必要に応じ登録作業をサポートするものとする。受託者が自身の名において事業者の商品を返礼

別紙 1 - 4

品として登録する場合は、あらかじめ、登録する内容を書面等により委託者に提案し、委託者の承認を得るものとする。

- ・返礼品の開発及び開拓を進めるに当たっては、総務省通知による地場産品基準及び茨城県の通知による茨城県共通返礼品の基準を遵守すること。また、地方税法の規定による返礼品の調達費用の割合、総務省通知による募集の適正な実施に係る基準等を違反することとならないよう、返礼品の生産地、提供価格等については委託者に正確に報告すること。

(2) ふるさと納税のプロモーションに関する業務

- ・ふるさと納税を通じて、より多くの寄附者にかすみがうら市のファンとなってもらえる仕掛けづくりを行うこと。
- ・寄附データの分析結果や市場の流行等を踏まえ、受託者が有する独自のノウハウやアイデア等を駆使するとともに、SNS、メールマガジンその他の媒体を活用し、委託者及び返礼品提供事業者のPRや寄附拡大に繋がる情報を広く発信すること。
- ・実施したプロモーション業務の内容及び効果の分析結果等については、「かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱」、「かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領」に基づきとりまとめ、報告すること。
- ・プロモーション活動にかかる費用については、原則として受託者が負担（本仕様書によるふるさと納税推進業務の委託料の範囲内で支出することを含む。）するものとする。
- ・プロモーションに当たっては、総務省の通知による募集の適正な実施に係る基準等を遵守すること。

(3) その他本業務に付随する業務

- ・寄附増額に向けた、今後の見込みや課題について整理・把握し、工夫や改善に努めること。分析状況等については定期的に委託者に報告すること。
- ・その他、ふるさと納税に関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。特に、業務の効率化や経費削減のほか、寄附金額増加につながる方策があれば提案すること。

6. 成果物

- ・実績報告書（任意様式）において、「5. 業務の詳細」において取組内容の詳細が分かるように記載したものとし、その他委託者が指示した事項についても、併せて対応するものとする。